



介護保険特別会計の状況をお知らせします

[問合せ] 介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

■平成23年度の被保険者数、認定者数、介護保険特別会計決算状況

第1号被保険者数(65歳以上の方)	5万4244人(前年度比 1012人増)
要介護(要支援)認定者数	9553人(前年度比 525人増)

●被保険者数と認定者数は、24年3月31日現在の数です。

歳入	歳入	
	保険料(65歳以上の方の保険料)	23億8260万円
	国庫支出金(国からの収入)	32億4487万円
	支払基金交付金(40歳～64歳の方の保険料)	41億9675万円
	都支出金(都からの収入)	21億7235万円
	繰入金(区一般会計・基金からの収入)	30億4784万円
	その他(繰越金・その他の収入)	1億8626万円
合計	152億3067万円	
歳出	歳出	
	総務費(認定に係る経費や職員の人件費)	5億5883万円
	保険給付費(介護保険サービス利用料の9割相当額など)	138億4357万円
	地域支援事業費(介護予防や高齢者支援総合センターの経費)	3億5101万円
	その他(保険料の還付や国等への返還金)	1億7937万円
	繰越金(翌年度へ繰り越す余剰金)	2億9789万円
	合計	152億3067万円

保険給付費の内訳	保険給付費の内訳	
	居宅サービス給付費	80億5472万円
	施設サービス給付費	42億1408万円
	地域密着型サービス給付費	8億3930万円
	特定入所者介護サービス費	4億1428万円
	高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費	2億9714万円
	審査支払事務等の委託経費	2405万円
合計	138億4357万円	
繰越金の使途	繰越金の使途	
	国への返還金	1058万円
	支払基金への返還金	485万円
	都への返還金	4055万円
	区への返還金	6305万円
	介護給付費準備基金積立	1億6980万円
	介護保険料還付金	906万円
合計	2億9789万円	

■65歳以上の方の介護保険料の決め方

介護保険料は3年度ごとに見直しを行っています。保険料は、以下のとおり計算された介護保険料基準額をもとに、住民税の課税状況と所得金額に応じて決まります。

■基準額の計算方法

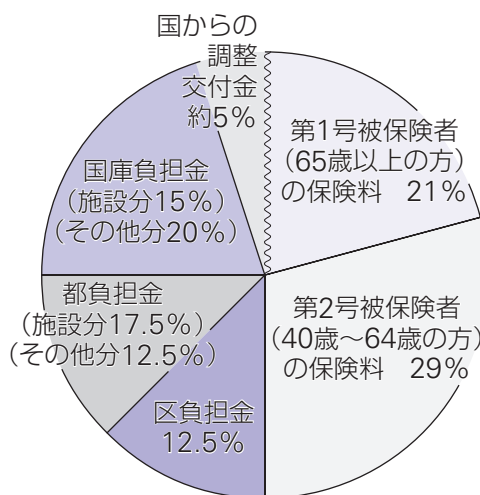
平成24年度～26年度の介護保険サービスに必要な費用(保険給付費および地域支援事業費)の21%を、65歳以上の方の保険料総額とし、その総額を、3年間の65歳以上の方の延べ見込み人数で割ります。

$$\text{基準額} = \frac{\text{保険料総額(介護サービスに必要な費用の21\%)}}{\text{3年間の65歳以上の方の延べ見込み人数}} \div 12\text{か月(月額)}$$

なお、保険料総額は以下のとおり調整されます。

- ▶国からの調整交付金が保険給付費の5%に満たない見込みの場合、その不足分を加算します。
- ▶保険料総額から介護給付費準備基金等を差し引きます。
- ▶介護保険料を納めていただく見込み(収納率)を加味します。

■保険給付費の財源内訳(24年度～26年度)



●国からの調整交付金は、各区市町村の後期高齢者数および第1号被保険者の所得状況により計算されます。そのため、交付される割合は各区市町村により異なり、墨田区では例年4%台の交付を受けています。

●国と都の負担金は、介護給付費のうち、施設サービスとその他のサービスで交付される割合が異なります。



介護支援ボランティア・ポイント制度をご活用ください

[問合せ] 介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

介護支援ボランティア・ポイント制度は、65歳以上で、介護サービスを受けていない区民の方を対象に実施しているものです。

介護支援ボランティアとして登録後、区内

の特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うと、1時間当たり1ポイント(週2ポイントが限度)が付与され、年度ごとに、そのポイントに応じた活動交付金(上限額1万円)

を受け取ることができます。登録は、各施設と介護保険課(区役所4階)で随時、受け付けています。ご自身の介護予防の推進と地域活動への参加のために、ぜひ、ご活用ください。

■ボランティア受入施設一覧(平成24年9月末現在)

種別	施設名	所在地・電話番号
特別養護老人ホーム(7施設)	同愛記念ホーム	横網2-1-11 ☎3625-6391
	東京清風園	立花1-25-12 ☎6861-8771
	なりひらホーム	業平5-6-2 ☎5819-3741
	はなみずきホーム	八広3-22-14 ☎3617-8734
	たちばなホーム	立花3-10-1 ☎3613-8718
	和翔苑	八広6-55-17 ☎3617-1501
	ケアホームズ両国	両国2-5-13 ☎5624-4165
介護老人保健施設(4施設)	葵の園・向島	向島3-1-13 ☎5608-0003
	ベレール向島	東向島2-36-11 ☎3611-3111
	櫻川介護老人保健施設	堤通1-9-8 ☎5630-0088
	ろうけん隅田秋光園	横網2-7-13 ☎5610-1235
小規模多機能型居宅介護施設(4施設)	せらび向島	東向島4-31-3 ☎5655-4165
	ラックの空 厩橋	本所3-4-8 ☎6456-1918
	ラックの空 東向島	東向島6-51-7-2F ☎5631-9070
	ブライトの家	菊川3-10-9 ☎5600-8341

種別	施設名	所在地・電話番号
通所介護施設(13施設)	ケアステーション両国	石原2-8-11 ☎5819-6551
	うめわか高齢者在宅サービスセンター	墨田1-4-4 ☎5630-8008
	すみだ福祉保健センター	向島3-36-7 ☎5608-3712
	だんらんの家 すみだ	墨田4-57-15 ☎6657-0412
	このまち両国	緑3-3-5 ☎3632-0365
	デイサービスやわら	京島3-23-11 ☎6657-0715
	福寿かがやき	業平4-4-17 ☎5637-7888
	みどり高齢者在宅サービスセンター	緑2-5-12 ☎5625-6511
	よりあいデイ・つくし	本所1-26-4 ☎6658-8358
	パル墨田	吾妻橋2-5-1 ☎5619-1363
	デイサービスセンター墨田	墨田1-7-2 ☎3618-2515
	デイサービスセンター両国	亀沢2-14-8 ☎5819-3216
	しらひげ乃湯	堤通2-7-37 ☎5631-2239



介護サービスを上手に活用しましょう

【問合せ】介護保険課給付担当
☎5608-6149

介護サービスには、常時介護が必要な「要介護」と認定された方を対象とした「介護給付サービス」と、要介護状態となるおそれのある「要支援」と認定された方を対象とした「予防給付サービス」があります。

「要介護」と認定された方は、自宅で生活しながら利用する訪問介護などの居宅サービスと、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して利用する施設サービスが受けられます。

「要支援」と認定された方は、施設サービスを除き、「要介護」と認定された方とほぼ同じ内容のサービスが受けられます。

サービスの内容の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

サービス費用の1割を利用者が負担します

サービスを利用した場合、原則として、そのサービスにかかった費用の1割が利用者の自己負担となります。在宅でサービスを利用する場合は、介護度別の利用限度額(右の表1)があり、この額を超えたサービスの利用料は、全額、自己負担となります。

利用者負担額の軽減制度があります

■介護保険施設の入所費用の減額

世帯全員が住民税非課税の場合は、介護保

険施設に入所される方の食事代や部屋代が減額されます。

■介護サービス利用料の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯全体の年間収入額および預貯金額が基準以下(右の表2)の方は、軽減制度のある事業者が行うサービスの利用料等が減額されます。

ただし、介護保険料を滞納されている方などは対象になりません。

福祉用具購入費等を支給します

■福祉用具購入費の支給

要介護(要支援)と認定された方が、介護保険指定を受けた「特定福祉用具販売事業者」から福祉用具を購入した場合は、区へ申請すると購入費の9割が支給されます。

【支給額】年間10万円を上限に、支払った費用の9割(支給限度額9万円)【対象となる福祉用具】腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

■住宅改修費の支給

要介護(要支援)と認定された方が、住宅改修をする場合は、工事前に区へ申請すると改修費の9割が支給されます。

【支給額】1人につき20万円を上限に、支払った費用の9割(支給限度額18万円)【対象とな

る住宅改修]手すりの取付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え

■介護度別の利用限度額(表1)

介護度	在宅サービス限度額の目安(1か月間)
要支援1	5万4800円
要支援2	11万4600円
要介護1	18万2700円
要介護2	21万4700円
要介護3	29万4800円
要介護4	33万7200円
要介護5	39万4800円

①在宅サービス限度額は、利用するサービスの種類によって異なります。

■年間収入額および預貯金額の基準(表2)

世帯人数	年間収入額	預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

②以下、世帯人数が1人増えるごとに、年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。



家具転倒防止器具取付事業・ガラス飛散防止フィルム取付事業をご活用ください

高齢者や障害者のいる世帯を対象に、家具の転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの取付けを助成限度額まで無料で行います。助成限度額は、家具転倒防止器具の取付けは1万4000円、ガラス飛散防止フィルムの取付けは1万7000円です。

■対象となる方

区内在住で、次のいずれかの要件に該当する方

- ▶65歳以上の方
- ▶身体障害者手帳1・2級の方
- ▶愛の手帳1度～3度の方

■対象となる部屋

対象となる方が生活する部屋
*それ以外の部屋でも、この事業の対象と認められる家具などがある場合は適用します。

■使用する金具等の種類

▶家具転倒防止

L型金具、連結金具、転倒予防板、補強板、耐震ラッチほか

▶ガラス飛散防止

飛散防止用透明フィルム

■注意事項

- ▶借家の方は、工事の内容によっては、家主の許可が必要です。家主の許可が得られなかった方には、可能な範囲で取付けを行います。
- ▶家具転倒防止器具取付工事の助成限度額の目安は、タンスでは3棹分程度までです。

▶ガラス飛散防止フィルム取付工事の助成限度額の目安は、2.5㎡分までです。なお、ガラスの種類によっては取り付けられない場合もあります。

▶利用回数は、1世帯につき各事業1回です。ただし、「転居」「リフォーム」「建替え」の場合は、再申請が可能です。

■申込み

申請書を平成25年3月1日までに各問合せ先へ提出してください。申請書は、各問合せ先・出張所にあります。

■問合せ

▶高齢者のいる世帯

高齢者福祉課高齢者支援担当(区役所4階)
☎5608-6168

▶障害者のいる世帯

障害者福祉課障害者給付担当(区役所3階)
☎5608-6163



まちの介護相談員をご紹介します

介護保険に関する疑問や不安などを、墨田区介護相談員が区民の皆さんからお聞きして、問題解決のお手伝いをします。

担当の相談員に連絡を取り次ぎますので、介護保険課へお問い合わせください。

【問合せ】介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

担当地区	
相談員氏名	
文花、立花、八広、東墨田	
及川栄子	玉木 功
名和 田鶴江	奥山糸子
錦糸、太平、横川、業平、向島、押上	
村井珠子	坂西初枝
松本 美枝子	中山君平
原 宏	
京島、東向島、堤通、墨田	
長倉和子	渡邊和子
増子育子	川村時子
両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋	
高橋 千枝子	山本恵子
新井順子	飯田道子

**いつまでもいきいきと暮らすために
介護予防事業にご参加ください**

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談担当
☎5608-6178

区では、区内在住で65歳以上の方を対象に、様々な運動教室や講演会などを行っています。11月以降は、右表のとおり開催しますので、積極的にご参加ください。

なお、各事業の詳しい内容や申込方法については、その都度、墨田区のお知らせ「すみだ」等でご案内します。

■11月～平成25年3月実施予定の介護予防事業（区内在住で65歳以上の方が対象）

事業名	とき	ところ	内容
高齢者パワートレーニング教室	11月～12月、25年2月～3月	曳舟集会所（東向島2-17-14）、業平三丁目集会所（業平3-2-5）	転倒や閉じこもり予防のための、自宅でもできる、器具を使わない簡単な筋力トレーニング
うんどう習慣日	毎月第3水曜日	若宮公園（本所2-2-19）、外手集会所（本所2-6-9）	公園内の「うんどう遊具」を使用した、「立つ」「歩く」などの運動
東あずま公園集会所健康体操	毎月第2・第4金曜日	東あずま公園集会所（立花2-32-12）	体の柔軟性を高めるストレッチ運動を主とした体操
長寿のための健康づくり体操	各会場毎月2回	区内の地域集会所など10会場	専門の介護予防指導員が行う体操指導
腰痛予防講演会（全2回）	11月15日（木）・20日（火）	すみだ女性センター（押上2-12-7-111）	腰痛（膝痛）の原因・予防についての講演と、自宅で簡単にできる腰痛予防体操
フットケア講演会	12月5日（水）	区役所会議室131（13階）	転倒や骨折を予防するための、足や足の爪のケアの方法についての講義
こくろく 口腔ケア講演会	25年2月～3月	区内4会場（未定）	お口の元気度のチェック、お口のケアの方法の講義、お口のトレーニング

「高齢者みまもり相談室」と「高齢者支援総合センター」をご利用ください

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談担当
☎5608-6170

高齢者のための総合相談窓口です。お近くの窓口にご相談ください。

高齢者みまもり相談室

地域から孤立するおそれのあるひとり暮らし等の高齢者に関する相談と、それを支える地域づくりを支援する窓口です。

【受付日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

高齢者支援総合センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための総合相談窓口です。

【受付日時】月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後6時 *虐待等の通報は電話で24時間受け付け

うめわか ①

相談室 ☎5630-6511
センター ☎5630-6541

【所在地】墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内

【担当区域】堤通、墨田、東向島四丁目

むこうじま ②

相談室 ☎6657-2731
センター ☎3618-6541

【所在地】東向島2-36-11・ベレール向島内

【担当区域】東向島、京島

こうめ ③

相談室 ☎5619-6511
センター ☎3625-6541

【所在地】向島3-36-7・すみだ福祉保健センター内

【担当区域】向島、押上

同愛 ④

相談室 ☎3625-6421
センター ☎3624-6541

【所在地】横網2-1-11・同愛記念ホーム内

【担当区域】横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋

はなみずき ⑥

相談室 ☎3614-1465
センター ☎3610-6541

【所在地】八広3-22-14・はなみずきホーム内

【担当区域】八広、東墨田

文花 ⑦

相談室 ☎3614-6511

【所在地】文花1-32-1-101・墨田区シルバー人材センター内

【担当区域】文花、立花

たちばな ⑧

センター ☎3617-6511

【所在地】立花3-2-9・たちばな高齢者在宅サービスセンター内

【担当区域】文花、立花

みどり ⑤

相談室 ☎5625-6551
センター ☎5625-6541

【所在地】緑2-5-12・オウトピアみどり苑内

【担当区域】両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋

なりひら ⑨

相談室 ☎5809-7400
センター ☎5819-0541

【所在地】業平5-6-2・なりひらホーム内

【担当区域】錦糸、太平、横川、業平

